

令和7年度第1回 鳥取県道路メンテナンス会議

日時：令和7年10月29日（水）

13:10～15:00

場所：鳥取河川国道事務所

第1・2会議室（WEB併用）

議事次第

○開会

○挨拶

○議事

1. 規約改正 P 3

2. 道路メンテナンス会議年間スケジュール P 7

3. 自治体支援の取組 P 8

4. 令和6年度点検の結果（保全G） P 9

5. 連絡調整

○閉会

令和7年度 第1回 鳥取県道路メンテナンス会議 出席者名簿

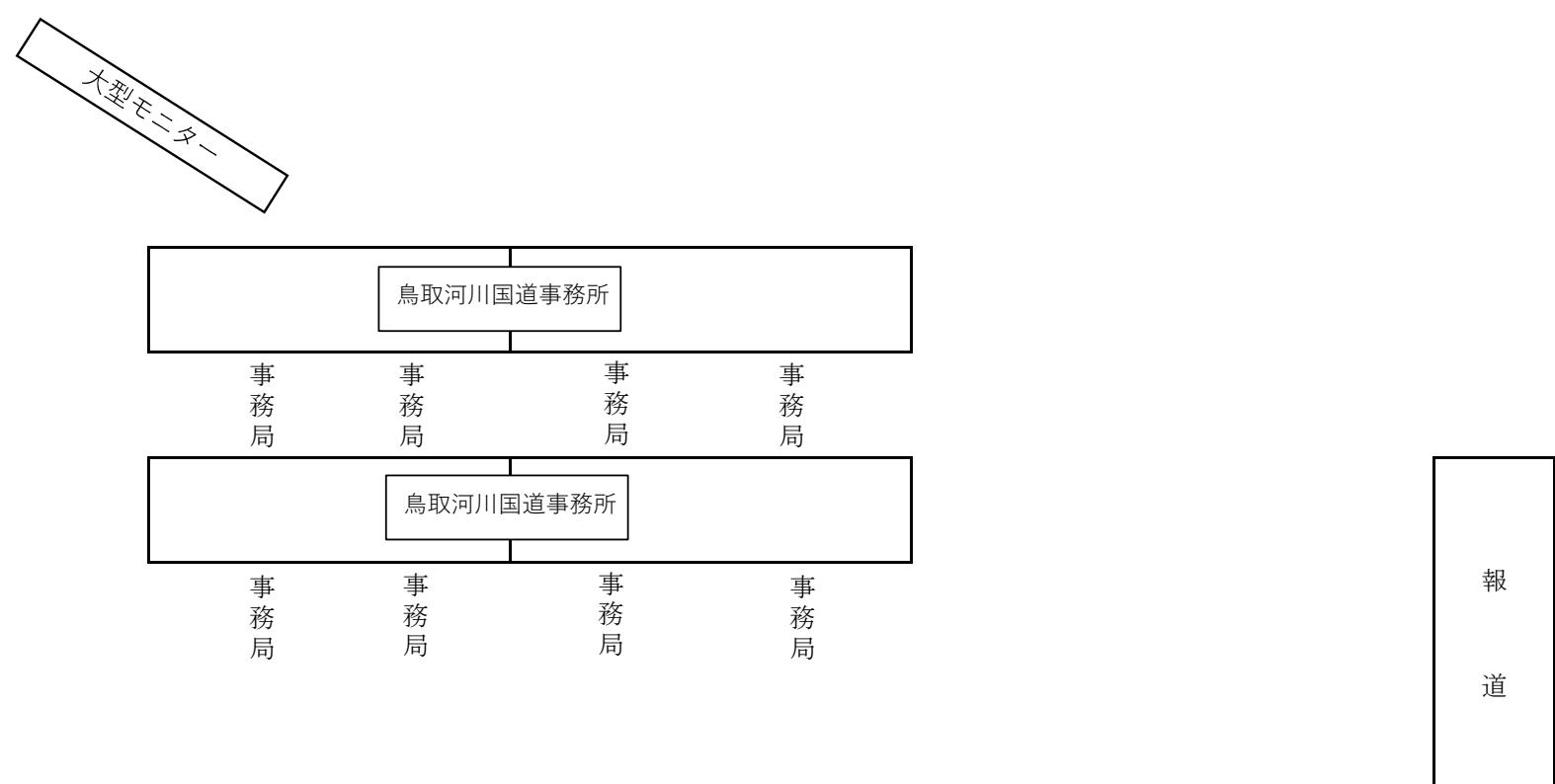
令和7年10月29日

会議の役職	委員等の所属及び役職			代理出席	出席者役職	出席者名	参加形式	備考
	機関名	所属部署	役職					
会長	国土交通省 中国地方整備局	鳥取河川国道事務所	事務所長		事務所長	竹田 佳宏	対面	
副会長	国土交通省 中国地方整備局	倉吉河川国道事務所	事務所長	○	副所長	西尾 隆	WEB	
	鳥取県 県土整備部 道路局	道路企画課	課長		課長	西土井 一宏	対面	
	西日本高速道路（株）中国支社	米子高速道路事務所	事務所長		事務所長	光田 剛史	対面	
委員	鳥取市	都市整備部	部長	○	主査兼保全係長	石原 尚之	WEB	道路課
	米子市	都市整備部	部長	○	課長補佐	足立 正敬	WEB	道路整備課
	倉吉市	建設部	部長	○	課長補佐	河本 大志	WEB	建設課
	境港市	建設部	部長	○	主任	松本 史彦	WEB	管理課
	岩美町	建設水道課	課長	○	係長	中村 友昭	WEB	
	若桜町	地域整備課	課長	○	課長補佐	岡崎 晋相	WEB	
	智頭町	地域整備課	課長		課長	酒本 和昌	WEB	
	八頭町	建設課	課長		課長	年岡 英夫	WEB	
	三朝町	建設水道課	参事	○	係長	竺原 努	WEB	
	湯梨浜町	建設水道課	課長	○	課長補佐	高木 雄次	WEB	
	琴浦町	建設住宅課	課長	○	技師	野口原 伸成	WEB	
	北栄町	地域整備課	課長	○	室長	岡本 圭司	WEB	地域整備室
	日吉津村	建設産業課	課長	○	技師	吉田 尚央	WEB	
	大山町	建設課	課長		課長	赤川 佳隆	WEB	
	江府町	産業建設課	課長	○	主任	深田 佑実	WEB	
	伯耆町	地域整備課	課長	○	技師	渡辺 歩	WEB	
	南部町	建設課	課長	○	主幹技師	野口 裕介	WEB	
	日南町	建設課	課長	○	主任技師	森田 正明	WEB	
	日野町	建設水道課	課長	○	副主幹	瀬崎 将太	WEB	
	国土交通省中国地方整備局	中国技術事務所	事務所長	○	維持管理技術課	三浦 道人	WEB	
		中国道路メンテナスセンター	センター長		センター長	鈴木 晃	WEB	
	(公財) 鳥取県建設技術センター	—	代表理事	○	課長	鈴木 康介	WEB	建設支援課
オブザーバー	国土交通省 中国地方整備局	道路部	地域道路調整官	—	地域道路調整官	錦織 直紀	WEB	
			道路保全企画官	—	道路保全企画官	佐々田 敏久	対面	
委員以外の出席者	国土交通省 中国地方整備局	企画部	広域計画課	—	課長	清家 貴之	WEB	
		道路部	地域道路課	—	課長	尾畠 哲格	WEB	
				—	課長補佐	福島 琢二	WEB	
				—	課長補佐	石田 高嗣	対面	
			—	—	道路構造保全局	板谷 行順	対面	
		倉吉河川国道事務所	道路管理課	—	課長	佐藤 篤	WEB	
				—	専門調査官	福島 智治	WEB	
	米子市	都市整備部	道路整備課	—	係長	越田 心	WEB	
				—	係長	長田 剛	WEB	
		経済部農林水産振興局	農林課	—	課長補佐	深吉 貴浩	WEB	
				—	係長	門脇 勇樹	WEB	
		倉吉市	建設課	—	係長	伊藤 芳高	WEB	
			管理計画課	—	係長	田中 健	WEB	
事務局	国土交通省 中国地方整備局	鳥取河川国道事務所	道路管理第二課	—	特定道路工事対策官	松岡 弘久	対面	
				—	課長	藤阪 健司	対面	
				—	専門職	八幡 澄夫	対面	
				—	係員	石尾 拓海	対面	
			道路管理第一課	—	専門職	小室 宣孝	対面	
	鳥取県 県土整備部	道路局	道路企画課	—	課長補佐	田中 良拓	対面	
				—	課長補佐	林原 龍之介	対面	
				—	課長補佐	岸田 啓	対面	
				—	係長	福政 孝尚	対面	
	西日本高速道路（株）中国支社	米子高速道路事務所	統括課	—	課長	宇野 久水	対面	

令和7年度 第1回 鳥取県道路メンテナンス会議 配席表

開催場所：鳥取河川国道事務所 1階会議室

西副 米日会 子本長 高速道 路事務 所会 米長社 田 剛士	国会 鳥土長 取交 河通 川省 国中 道國 事地 務方 所整 竹長備 田局 佳宏	鳥副 道縣長 路縣 企土 画整 備課 長部 道路 西路 土局 井	一 宏
鳥取県国土整備部道路局 道路企画課 課長補佐 田中 良拓			オブザーバー 国土交通省中国地方整備局道路部 道路保全企画官 佐々田 敬久
鳥取県国土整備部道路局 道路企画課 課長補佐 林原 龍之介			国土交通省中国地方整備局道路部 道路構造保全官 板谷 行順
鳥取県国土整備部道路局 道路企画課 課長補佐 岸田 啓			国土交通省中国地方整備局道路部 地域道路課 課長補佐 石田 高嗣
鳥取県国土整備部道路局 道路企画課 課長補佐 岸田 啓			
鳥取県国土整備部道路局 道路企画課 係長 福政 孝尚			
西日本高速道路株式会社 中国支社米子高速道路事務所 統括課長 宇野 久水	事務局	事務局	
	事務局		



鳥取県道路メンテナンス会議 規約

(名 称)

第1条 本会議は、「鳥取県道路メンテナンス会議」（以下「会議」という。）と称する。

(目 的)

第2条 会議は、道路法（昭和27年法律第180号）第28条の2に規定の「協議会」に位置付けるものとし、鳥取県内の道路管理を計画的、効率的に行うため、各道路管理者が相互に連絡調整等を行うことにより、道路施設等の予防保全・老朽化対策の強化等を図ることを目的とする。

(審議事項)

第3条 会議は、前条の目的を達成するため、次の事項について審議する。

- 一 道路施設の維持管理等に係る情報共有・情報発信に関するここと。
- 二 道路施設の点検、修繕計画等の把握・調整に関するここと。
- 三 道路施設の技術基準類、健全性の診断、技術的支援等に関するここと。
- 四 その他道路の管理に関連し会長が妥当と認めた事項

(組 織)

第4条 会議は、別表1に掲げる、鳥取県内における高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者等で組織する。

- 2 会議には、会長及び副会長3名を置くものとし、会長は国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所長、副会長は国土交通省中国地方整備局倉吉河川国道事務所長、鳥取県県土整備部道路局道路企画課長及び西日本高速道路株式会社中国支社米子高速道路事務所長とする。
- 3 会長に事故等あるときは、副会長がその職務を代行する。
- 4 会長は、個別課題等についての検討・調整を行うため、専門部会を設置することができる。
- 5 会議には、高速自動車国道、一般国道、県道及び市町村道の各道路管理者の代表者からなる幹事会を置くものとし、構成は別表2のとおりとする。
- 6 道路施設等の不具合発生時等における技術的な助言、専門的な研究機関等への技術相談の窓口を国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所に置く。

(会議の運営)

第5条 会議は、必要に応じて会長が招集し、運営する。

2 会議には、必要に応じて、会長が指名する者の出席を求めることができる。

(幹事会)

第6条 幹事会は、必要に応じて幹事長が招集し、次の事項について調整する。

- 一 会議の運営全般についての補助、会員相互の連絡調整に関するここと。
- 二 会議における審議議題の調整に関するここと。
- 三 その他の会議の運営に際し必要となる事項の調整に関するここと。

(事務局)

第7条 会議の事務局は、国土交通省中国地方整備局鳥取河川国道事務所道路管理第二課、鳥取県県土整備部道路局道路企画課及び西日本高速道路株式会社中国支社米子高速道路事務所に置く。

(規約の改正)

第8条 本規約の改正等は、会議の審議・承認を得て行う。

(その他)

第9条 本規約に定めるもののほか必要な事項は、その都度協議して定める。

(附 則)

- ・本規約は、平成26年5月19日から施行する。
- ・平成28年 7月13日 改正（第4条、第7条、別表1、別表2）
- ・平成29年 8月17日 改正（第4条5、別表2）
- ・令和 元年 7月29日 改正（別表1、別表2）
- ・令和 2年 3月19日 改正（別表1、別表2）
- ・令和 3年 8月31日 改正（別表1、別表2）
- ・令和 5年 9月12日 改正（第4条2、第7条、別表1、別表2）
- ・令和 6年 9月 5日 改正（別表1、別表2）

鳥取県道路メンテナンス会議 名簿

令和6年9月5日

	所 属	役 職
会 長	国土交通省中国地方整備局	鳥取河川国道事務所長
副会長	国土交通省中国地方整備局	倉吉河川国道事務所長
副会長	鳥取県県土整備部道路局	道路企画課長
副会長	西日本高速道路株式会社中国支社	米子高速道路事務所長
	鳥取市	都市整備部長
	米子市	都市整備部長
	倉吉市	建設部長
	境港市	建設部長
	岩美町	建設水道課長
	若桜町	地域整備課長
	智頭町	地域整備課長
	八頭町	建設課長
	三朝町	建設水道参事
	湯梨浜町	建設水道課長
	琴浦町	建設住宅課長
	北栄町	地域整備課長
	日吉津村	建設産業課長
	大山町	建設課長
	南部町	建設課長
	伯耆町	地域整備課長
	日南町	建設課長
	日野町	建設水道課長
	江府町	産業建設課長
	国土交通省中国地方整備局 中国技術事務所	事務所長
	国土交通省中国地方整備局 中国道路メンテナンスセンター	センター長
	公益財団法人鳥取県建設技術センター	代表理事
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路調整官
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路保全企画官
事務局	国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所	道路管理第二課
	鳥取県県土整備部 道路局	道路企画課
	西日本高速道路株式会社中国支社	米子高速道路事務所 統括課

鳥取県道路メンテナンス会議 幹事会名簿

令和6年9月5日

	所 属	役 職
幹事長	国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所	副所長
副幹事長	国土交通省中国地方整備局 倉吉河川国道事務所	副所長
副幹事長	鳥取県県土整備部道路局道路企画課	課長補佐
副幹事長	西日本高速道路株式会社 中国支社米子高速道路事務所	副所長
	鳥取市都市整備部道路課	課長
	米子市都市整備部都市整備課	課長
	倉吉市建設部建設課	課長
	境港市建設部管理課	課長
	岩美町建設水道課	係長
	若桜町地域整備課	課長補佐
	智頭町地域整備課	課長補佐
	八頭町建設課	係長
	三朝町建設水道課	主査
	湯梨浜町建設水道課	課長補佐
	琴浦町建設住宅課	課長補佐
	北栄町地域整備課地域整備室	室長
	日吉津村建設産業課	課長補佐
	大山町建設課	課長補佐
	南部町建設課	課長補佐
	伯耆町地域整備課環境整備室	室長
	日南町建設課基盤整備室	室長
	日野町建設水道課	副主幹
	江府町産業建設課	主任
	国土交通省中国地方整備局 中国技術事務所	副所長
	国土交通省中国地方整備局 中国道路メンテナンスセンター	技術課長
	公益財団法人鳥取県建設技術センター建設支援課	課長
オブザーバー	国土交通省中国地方整備局 道路部	地域道路課長
	国土交通省中国地方整備局 道路部	道路構造保全官
事務局	国土交通省中国地方整備局 鳥取河川国道事務所 道路管理第二課	
	鳥取県県土整備部 道路局 道路企画課	
	西日本高速道路株式会社中国支社 米子高速道路事務所 統括課	

鳥取県道路メンテナンス会議 年間スケジュール

【令和7年度】

4月30日 第1回地下占用物連絡会議

7月29日 第2回地下占用物連絡会議

8月下旬

メンテナンス年報の公表

10月29日 第1回 道路メンテナンス会議

- ・令和6年度の点検結果、修繕実施状況
- ・令和7年度自治体技術支援（活動予定）
- ・課題の共有、連絡調整 など

（同時開催）

跨道橋連絡会議

（同時開催）

道路鉄道連絡会議

隨時

各種点検等講習会
等

・令和7年度点検実施結果（見込み）

2月頃

第2回 道路メンテナンス会議

- ・令和7年度の点検見込、修繕実施状況
- ・令和8年度の点検計画
- ・令和7年度自治体技術支援（活動報告）
- ・直営点検導入に向けた取り組み
など



令和7年度 鳥取県道路メンテナンス会議等主催の講習会等

令和7年度の点検等技術向上支援(講習会等)

○自治体職員及び直轄職員の知識・技術力向上を目的に、各講習会等実施

講習会等名称	開催時期	参加者他	主催
「パネル展示」による道路施設の老朽化対策PR	令和7年度 (※H30.4.27～継続実施)	各公共施設等	鳥取県道路メンテナンス会議
鳥取県各点検要領改定説明会	R7.5.14	国・県・市町村の 担当者 コンサルタント	鳥取県
新技術現地見学会 (国道53号うぐいす橋工事見学会)	R7.6.12	メンテナンス会議 会員	鳥取県道路メンテナンス会議
橋梁点検研修	R7.11.18	国・県・市町村の 担当者 コンサルタント	鳥取県
<直営点検関連>橋梁合同点検（市町村支援） <直営点検関連>橋梁健全性判定会議（市町村支援）	9月～3月頃 ※場所(県内5事務所)	国・県・市町村の 担当者	鳥取県道路メンテナンス会議

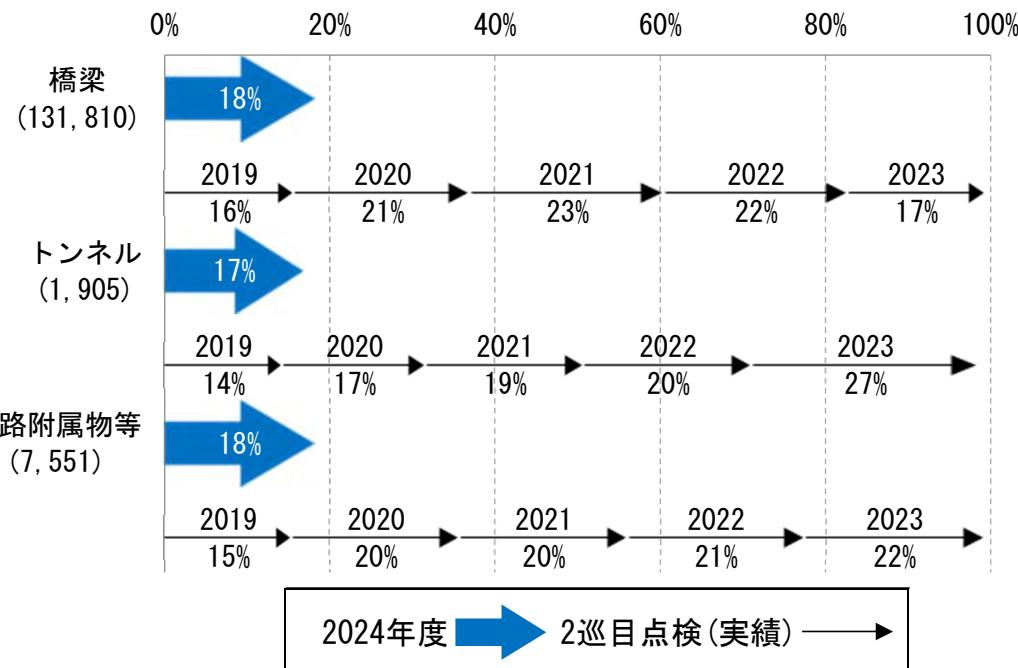
講習会等名称	内容	開催時期	参加者他	主催
道路構造物の維持管理	舗装・道路付属物・トンネル	R7.6.20	141名	鳥取県建設技術センター
橋梁点検と補修計画	点検及び補修計画策定時の留意点	R7.10.2	97名	鳥取県建設技術センター
橋梁維持補修（PC橋）	橋梁維持補修の現状 施工上の留意点	R7.12.2	(80名)	鳥取県建設技術センター
橋梁維持補修（鋼橋）	橋梁維持補修の現状 施工上の留意点	R7.8.29	92名	鳥取県建設技術センター
橋梁点検実習	定期点検のポイント、留意点 現地での実習、点検調書の作成と診断	R7.10.29	(16名)	鳥取県建設技術センター

橋梁、トンネル等の点検実施状況・点検結果 3巡目(2024年度)

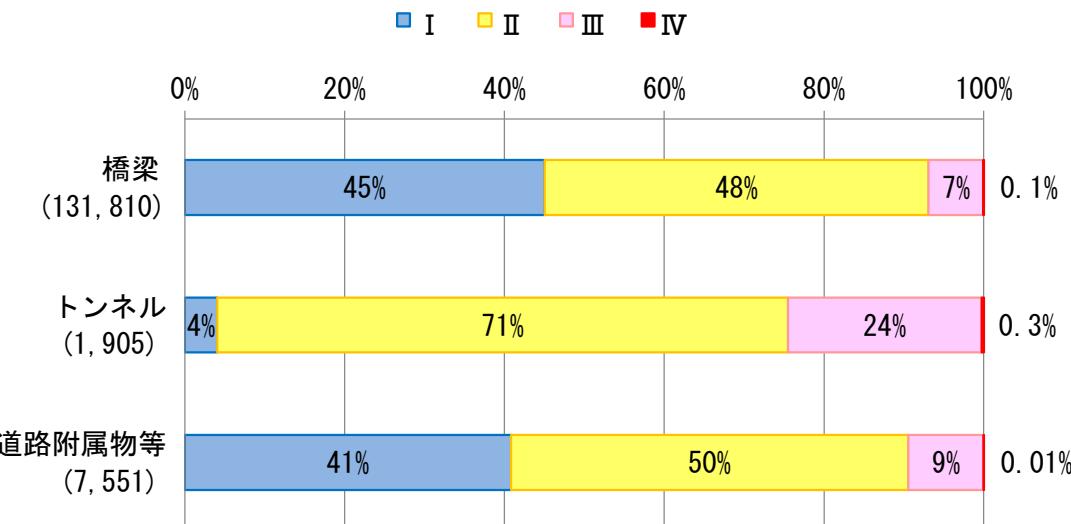
- 全道路管理者の3巡目(2024年度)の点検実施状況は、橋梁:18%、トンネル:17%、道路附属物等※:18%となっており、2巡目1年目を上回り着実に進捗している。
- 全道路管理者の3巡目(2024年度)の点検において、早期又は緊急に措置を講ずべき状態(判定区分Ⅲ・Ⅳ)の割合は、橋梁:7%、トンネル:24%、道路附属物等:9%

※道路附属物等:シェッド、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等

3巡目(2024年度)の点検実施状況



3巡目(2024年度)の点検結果



※()内は、2024年度に点検を実施した施設数の合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

※()内は、2024年度に点検を実施した施設数の合計。

※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。

判定区分		状態
I	健全	構造物の機能に支障が生じていない状態。
II	予防保全段階	構造物の機能に支障が生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。
III	早期措置段階	構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講ずべき状態。
IV	緊急措置段階	構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講ずべき状態。

橋梁の損傷事例

判定区分III

早期措置段階「構造物の機能に支障が生じる可能性があり、早期に措置を講すべき状態」



国管理 床版鉄筋露出
※床版:橋の裏側



地方自治体管理 主桁腐食



地方自治体管理 支承腐食

判定区分IV

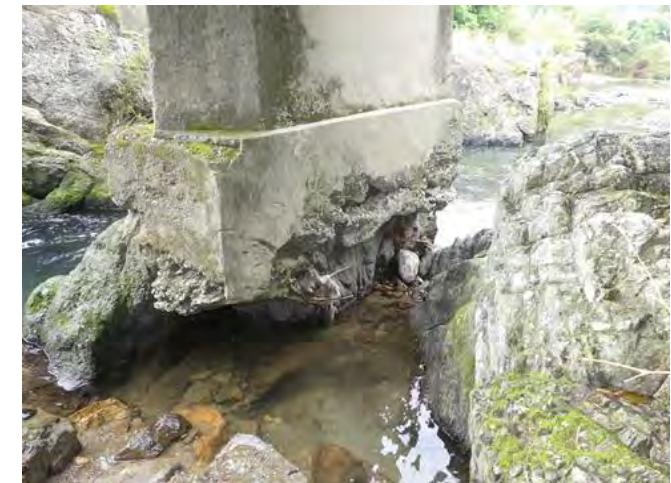
緊急措置段階「構造物の機能に支障が生じている、又は生じる可能性が著しく高く、緊急に措置を講すべき状態」



国管理 主桁腐食・欠損



地方自治体管理 床版鉄筋露出



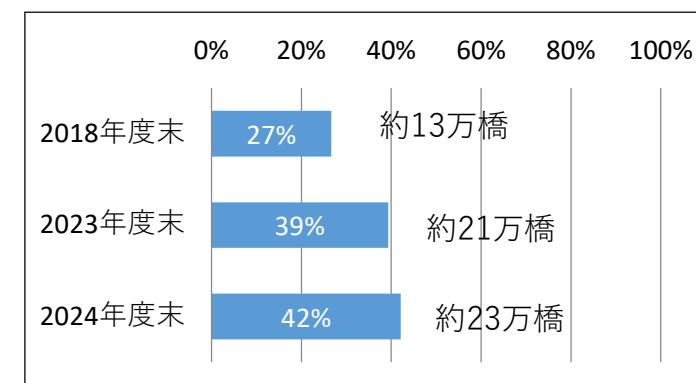
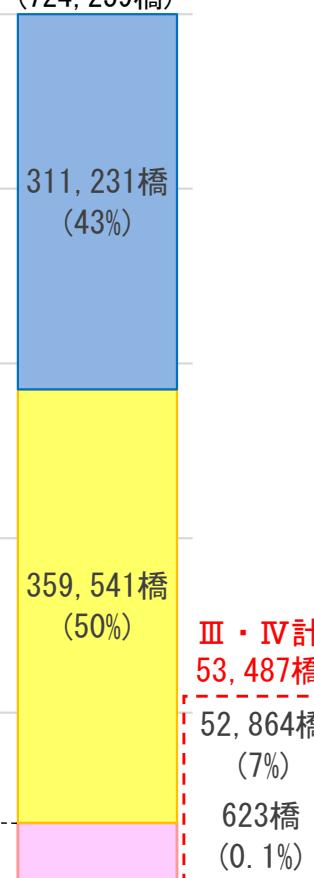
地方自治体管理 橋脚洗掘

2024年度末時点での橋梁の判定区分毎の施設数と割合

- 2024年度末時点での点検結果では判定区分の割合は、I : 43%、II : 50%、III : 7%、IV : 0.1%であり、修繕等が必要な判定区分III・IVの橋梁は53,487橋であった。
- 1巡目点検終了時点と比較すると建設後50年以上経過した橋梁数は増加している一方で、年々判定区分III・IVの橋梁数は着実に減少している。



2024年度時点の
最新の点検結果
(724,259橋)



(参考)建設後50年を経過した橋梁の割合

※この他、古い橋梁など記録が確認できない建設年度不明橋梁がある。

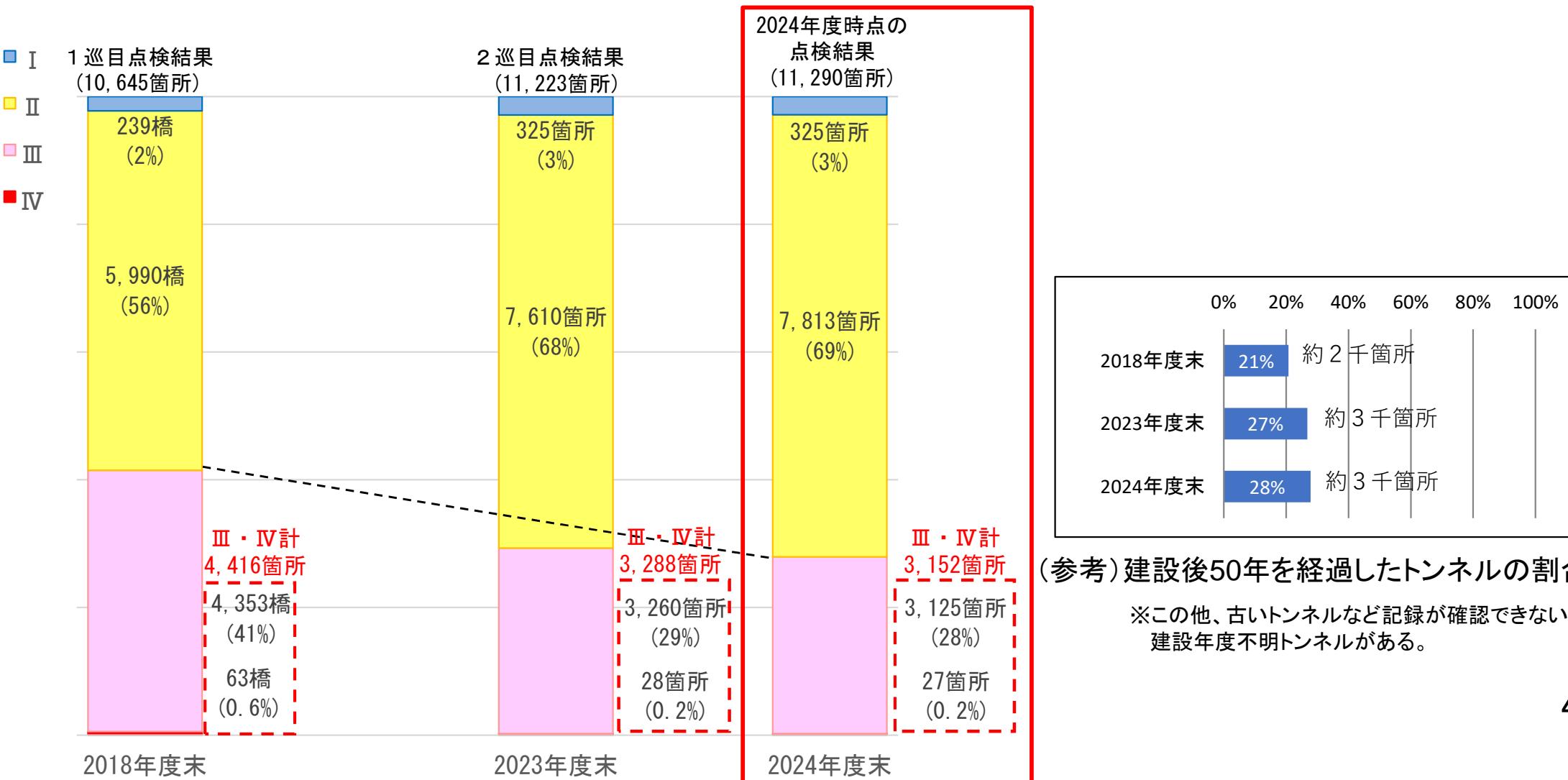
2018年度末

2023年度末

2024年度末

2024年度末時点でのトンネルの判定区分毎の施設数と割合

- 2024年度末時点での点検結果では判定区分の割合は、I :3%、II :69%、III :28%、IV :0.2%であり、修繕等が必要な判定区分III・IVのトンネルは3,152箇所であった。
- 1巡目点検終了時点と比較すると建設後50年以上経過したトンネルは増加している一方で、年々判定区分III・IVのトンネルは着実に減少している。



※四捨五入の関係で合計値が100%にならない場合がある。※判定IVの施設については、早急に通行止めや通行規制等の緊急措置を行っている。

- 2024年度末時点の点検で早期に措置を講ずべき状態(区分Ⅲ)又は緊急に措置を講ずべき状態(区分Ⅳ)と判定された橋梁およびトンネルの修繕等措置実施状況は以下の通り。

<橋梁>

管理者	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	未着手施設数	
			うち完了(C)	
国土交通省	3,636	2,200 (61%)	754 (21%)	1,436 (39%)
高速道路会社	2,720	1,245 (46%)	571 (21%)	1,475 (54%)
地方公共団体	47,131	22,343 (47%)	10,604 (22%)	24,788 (53%)
都道府県政令市等	16,608	9,563 (58%)	4,044 (24%)	7,045 (42%)
市区町村	30,523	12,780 (42%)	6,560 (21%)	17,743 (58%)
合計	53,487	25,788(48%)	11,929(22%)	27,699(52%)

<トンネル>

管理者	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	未着手施設数	
			うち完了(C)	
国土交通省	410	241 (59%)	86 (21%)	169 (41%)
高速道路会社	416	186 (45%)	120 (29%)	230 (55%)
地方公共団体	2,326	1,368 (59%)	779 (33%)	958 (41%)
都道府県政令市等	1,729	1,132 (65%)	666 (39%)	597 (35%)
市区町村	597	236 (40%)	113 (19%)	361 (60%)
合計	3,152	1,795(57%)	985(31%)	1,357(43%)

2巡目点検で判定区分III、IVの橋梁の修繕等措置の実施状況

- 2巡目(2019年度～2023年度)の点検で早期に措置を講ずべき状態(区分III)又は緊急に措置を講ずべき状態(区分IV)と判定された橋梁のうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024年度末時点で国土交通省:78%、高速道路会社:61%、地方公共団体:58%、完了した割合は、国土交通省:36%、高速道路会社:34%、地方公共団体:32%
- 判定区分III・IVである橋梁は次回点検まで(5年以内)に措置を講ずべきとしているが、地方公共団体において5年以上経過していても措置に着手できていない橋梁は約2割ある。

管理者	措置が必要な施設数(A)	措置に着手済の施設数(B)	未着手施設数	点検年度	2024年度末時点 措置着手率(B/A)、措置完了率(C/A)						(参考)2023年度末時点	
					0%	20%	40%	60%	80%	100%	措置に着手済の施設数	うち完了
国土交通省	3,707	2,891 (78%)	1,328 (36%)	816 (22%)	2019	73%				100%	2,380 (64%)	713 (19%)
					2020	43%				94%		
					2021	26%				79%		
					2022	22%				64%		
					2023	13%	48%					
						74%				92%		
高速道路会社	2,716	1,662 (61%)	937 (34%)	1,054 (39%)	2019	47%				84%	1,223 (45%)	530 (20%)
					2020	29%				56%		
					2021	19%				48%		
					2022	13%	35%					
					2023	52%				76%		
						43%				69%		
地方公共団体	49,011	28,537 (58%)	15,574 (32%)	20,474 (42%)	2019	30%				60%	23,342 (42%)	10,367 (21%)
					2020	19%				47%		
					2021	10%	33%					
					2022	58%				86%		
					2023	49%				81%		
						33%				74%		
都道府県政令市等	17,037	11,988 (70%)	5,945 (35%)	5,049 (30%)	2019	22%				65%	9,797 (57%)	3,920 (23%)
					2020	11%	42%					
					2021	50%				71%		
					2022	49%				63%		
					2023	33%				54%		
						22%				42%		
市区町村	31,974	16,549 (52%)	9,629 (30%)	15,425 (48%)	2019	18%				71%	13,545 (42%)	6,447 (20%)
					2020	10%	26%			63%		
					2021	40%				54%		
					2022	29%				37%		
					2023	32%				60%		
						32%						
合計	55,434	33,090(60%)	17,839(32%)	22,344(40%)							26,945(48%)	11,610(21%)

△:2024年度末時点で次回点検までの修繕等措置の実施を考慮した場合に想定されるペース

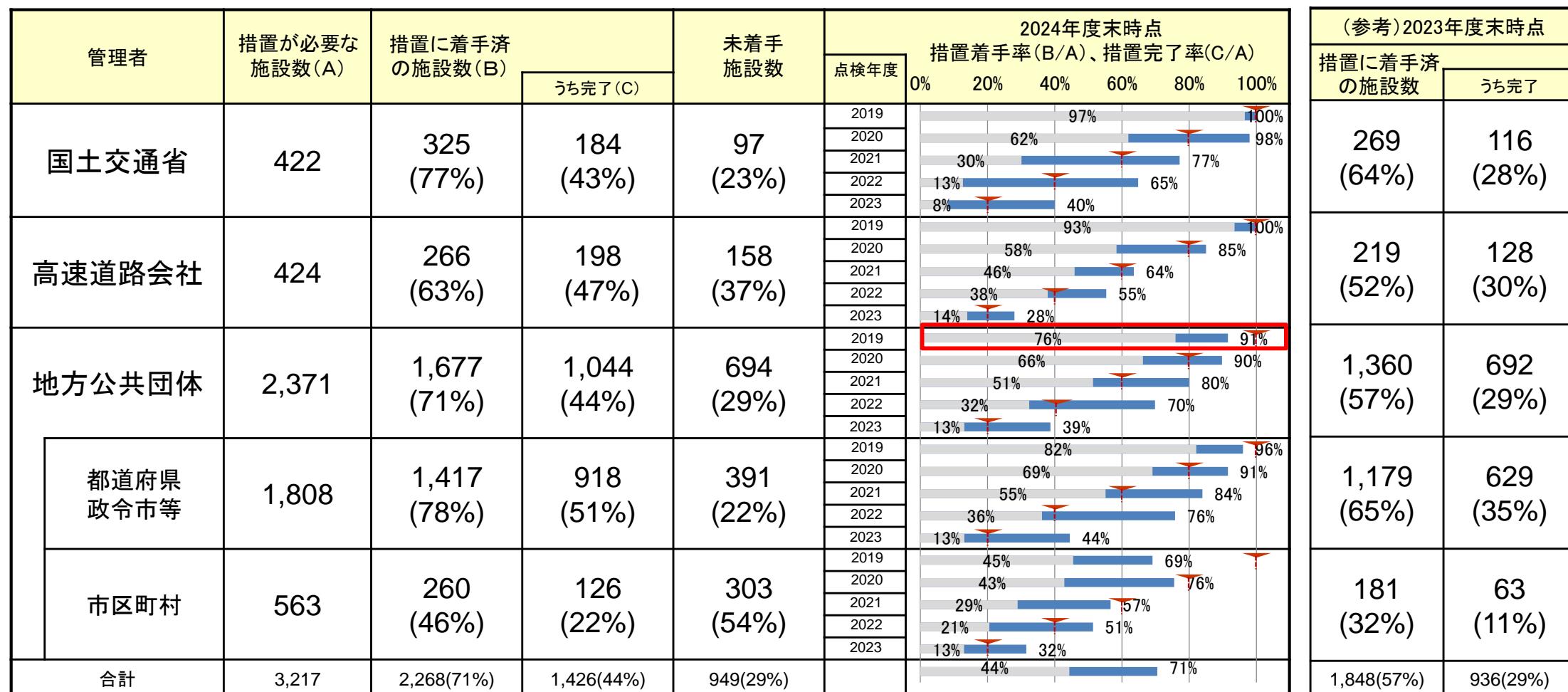
2019年度点検実施(5年経過):100%、2020年度点検実施(4年経過):80%、2021年度点検実施(3年経過):60%、2022年度点検実施(2年経過):40%、2023年度点検実施(1年経過):20%

完了済

着手済

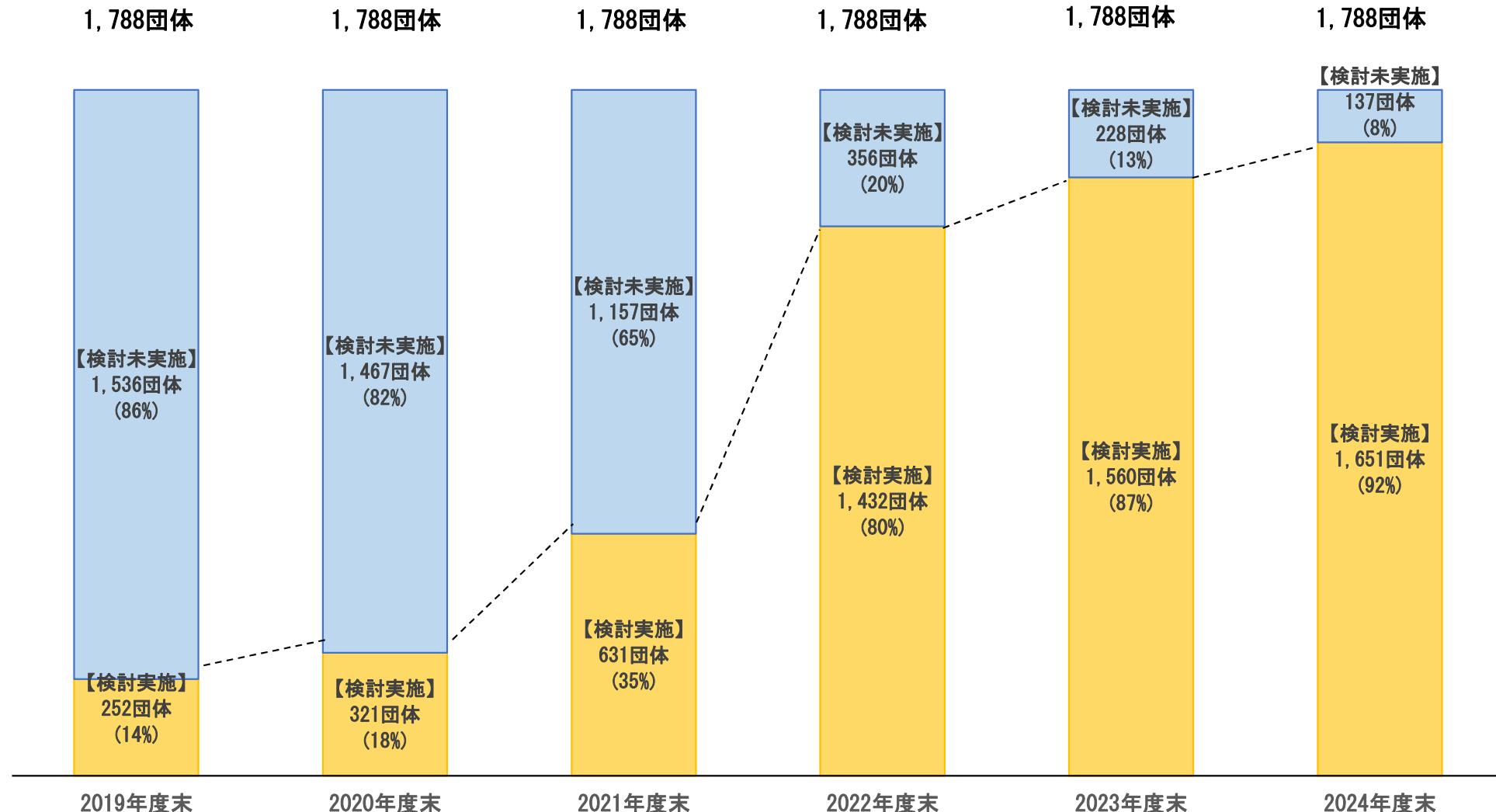
2巡目点検で判定区分III、IVのトンネルの修繕等措置の実施状況

- 2巡目(2019年度～2023年度)の点検で早期に措置を講ずべき状態(区分III)又は緊急に措置を講ずべき状態(区分IV)と判定されたトンネルのうち、修繕等の措置に着手した割合は、2024年度末時点で国土交通省:77%、高速道路会社:63%、地方公共団体:71%、完了した割合は、国土交通省:43%、高速道路会社:47%、地方公共団体:44%
- 判定区分III・IVである橋梁は次回点検まで(5年以内)に措置を講ずべきとしているが、地方公共団体において5年以上経過していても措置に着手できていないトンネルは約1割ある。



地方公共団体における集約・撤去・機能縮小等の検討状況

- 市区地方公共団体における施設の集約・撤去・機能縮小等の検討状況は、2019年度末より毎年着実に増加しており、2024年度末時点では92%となっている。
- また、地方公共団体の取組の一助になるよう、道路橋等の集約・撤去の事例集を公開している。



路面下空洞調査の実施状況(2024年度・国土交通省)

- 直轄国道における2024年度の路面下空洞調査の調査延長は3,079km(調査対象延長の約15%)
- 調査の結果、路面下空洞が4,739箇所確認され、そのうち路面陥没の可能性が高いと考えられる区分Aが119箇所(2%)
- 区分Aの119箇所については、全ての箇所で修繕等に着手済み

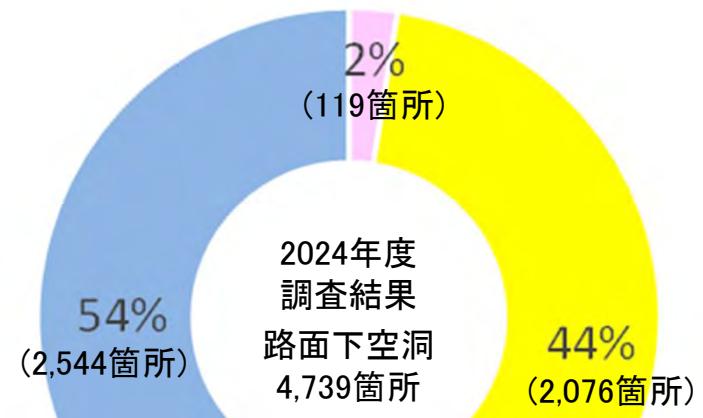
■路面下空洞調査の調査結果

道路管理者	調査対象延長 (道路延長)	調査延長 (道路延長)	空洞確認箇所	路面陥没の可能性		
				A(高い)	B(中程度)	C(低い)
国土交通省	20,810km	3,079km	4,739箇所	119箇所 (119)※	2,076箇所 (207)※	2,544箇所 (25)※

※ うち修繕等の優先度が高い箇所
(埋設物の設置状況や沿道状況などを踏まえて優先度を判断)

2025.3末時点

■路面陥没の可能性判定区分の割合



■修繕等の優先度が高い箇所の修繕実施状況

路面陥没の可能性	修繕等の優先度が高い箇所※	修繕等に着手済み箇所	うち完了
A(高い)	119箇所	119箇所(100%)	118箇所(99%)
B(中程度)	207箇所	61箇所(29%)	45箇所(22%)
C(低い)	25箇所	19箇所(76%)	11箇所(44%)

※ うち修繕等の優先度が高い箇所
(埋設物の設置状況や沿道状況などを踏まえて優先度を判断)

2025.8.25時点

- A:陥没の可能性が高い空洞
- B:陥没の可能性が中程度の空洞
- C:陥没の可能性が低い空洞

地下占用物の調査・修繕状況(2024年度)

- 占用物の健全性などの確認は、関係法令や施設特性等に応じた管理者毎の考え方に基づき実施
- 新たに設置した「地下占用物連絡会議」の場などを通じて、占用事業者が実施した調査結果を道路管理者と共有

■主な地下占用物の調査・修繕状況

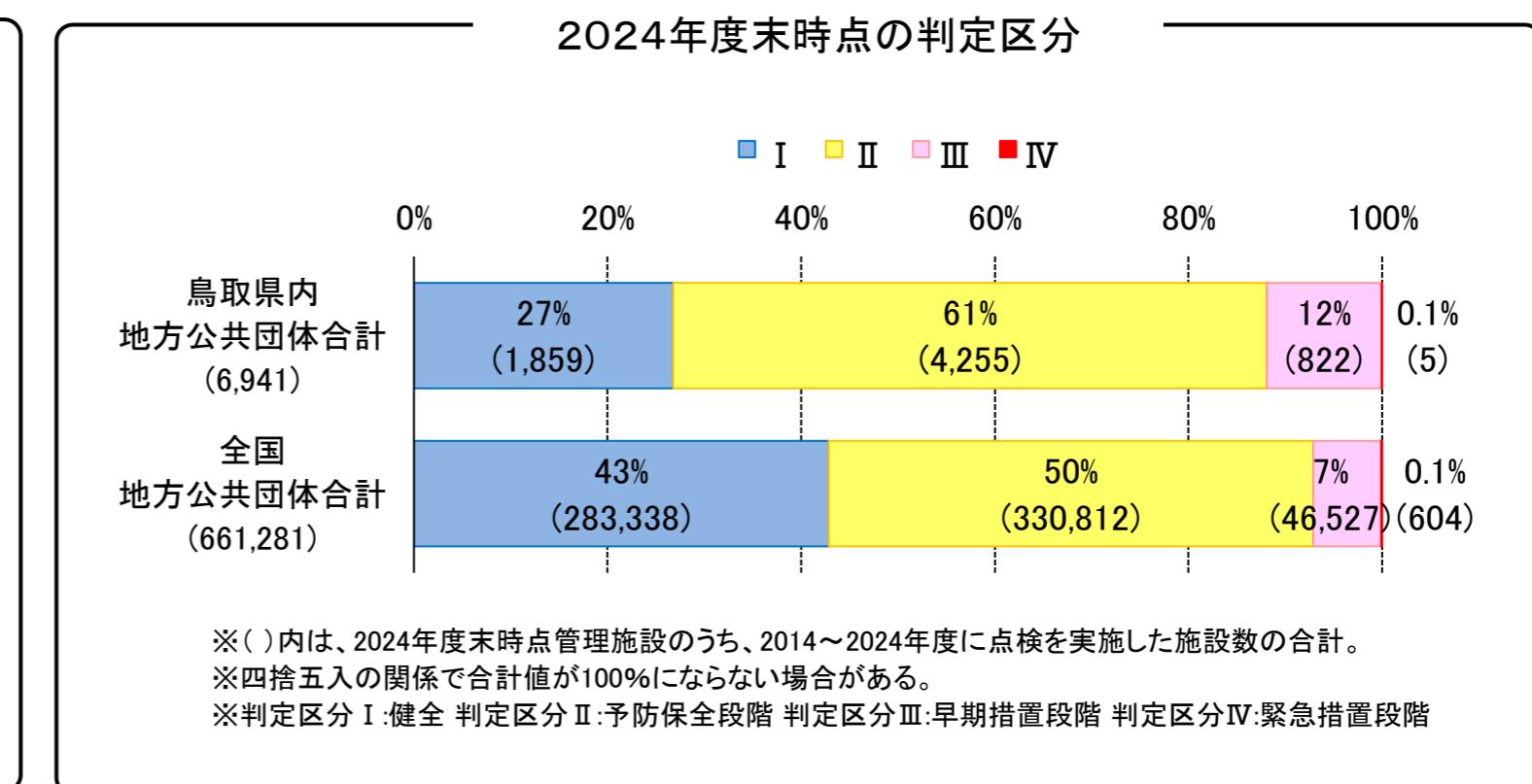
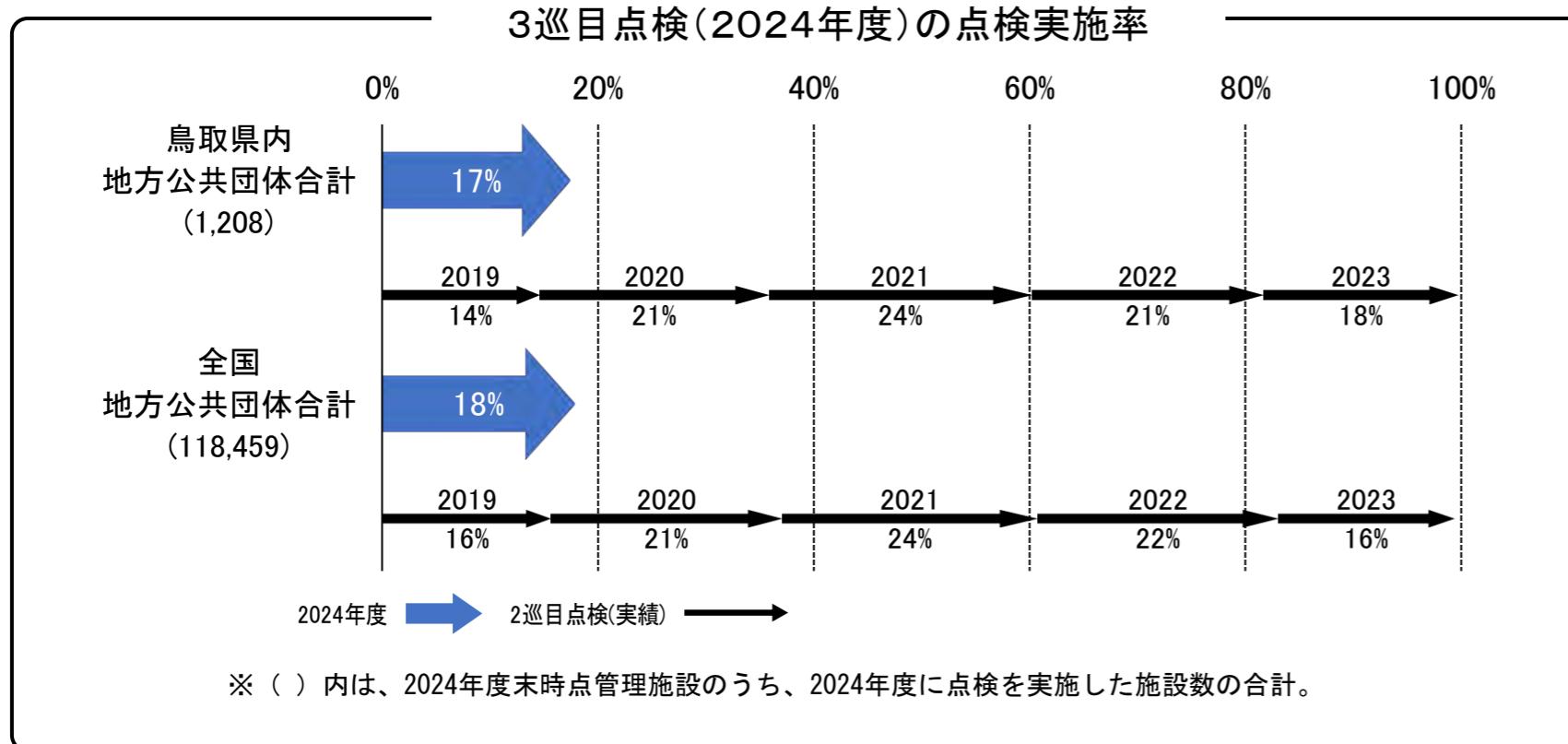
占用物	対象施設		調査・修繕状況		
			調査数	不具合箇所	措置済箇所
電力	洞道	3,903区間	745区間	—	—
	マンホール	114,619箇所	18,700箇所	224箇所	7箇所
通信	洞道	618km	239km	—	—
	マンホール	790,450箇所	78,748箇所	81箇所	8箇所
ガス	管路	258,382km	54,737km	2,928箇所	2,815箇所
水道	管路	約79万km ^{※1}	約35万km	14,113箇所	12,521箇所
下水道	管路	約50万km	約2.5万km	86km ^{※2}	17km ^{※3}

※1 水道統計及び簡易水道統計の延長計

※2 緊急度Iと判定された延長

※3 措置未了の箇所については、速やかな措置の実施を要請中

鳥取県の地方公共団体における橋梁の老朽化対策の状況



判定区分III・IV施設の修繕等措置の状況(2024年度末時点)

○2巡目の点検で区分III・IVと判定された施設の修繕等措置の状況

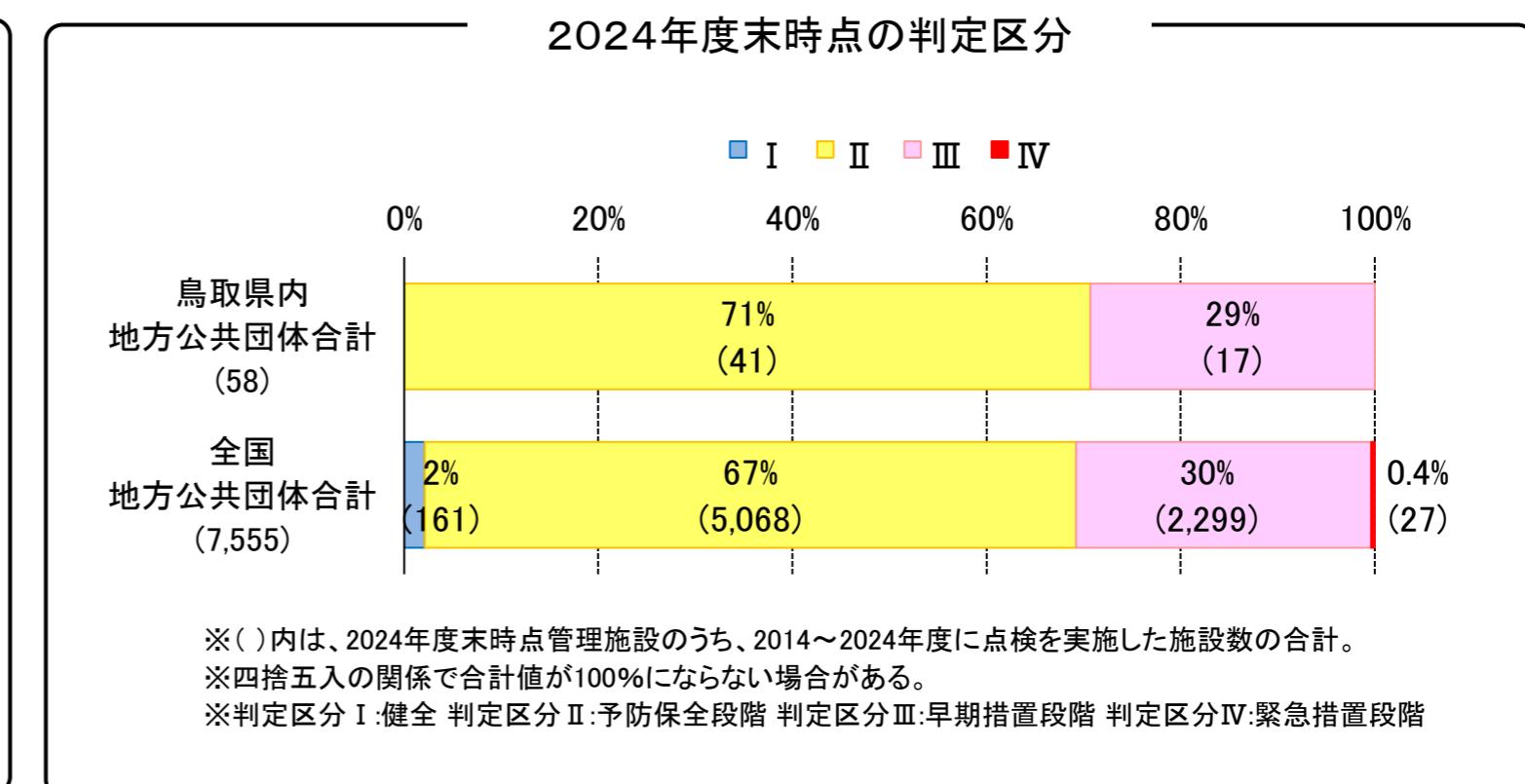
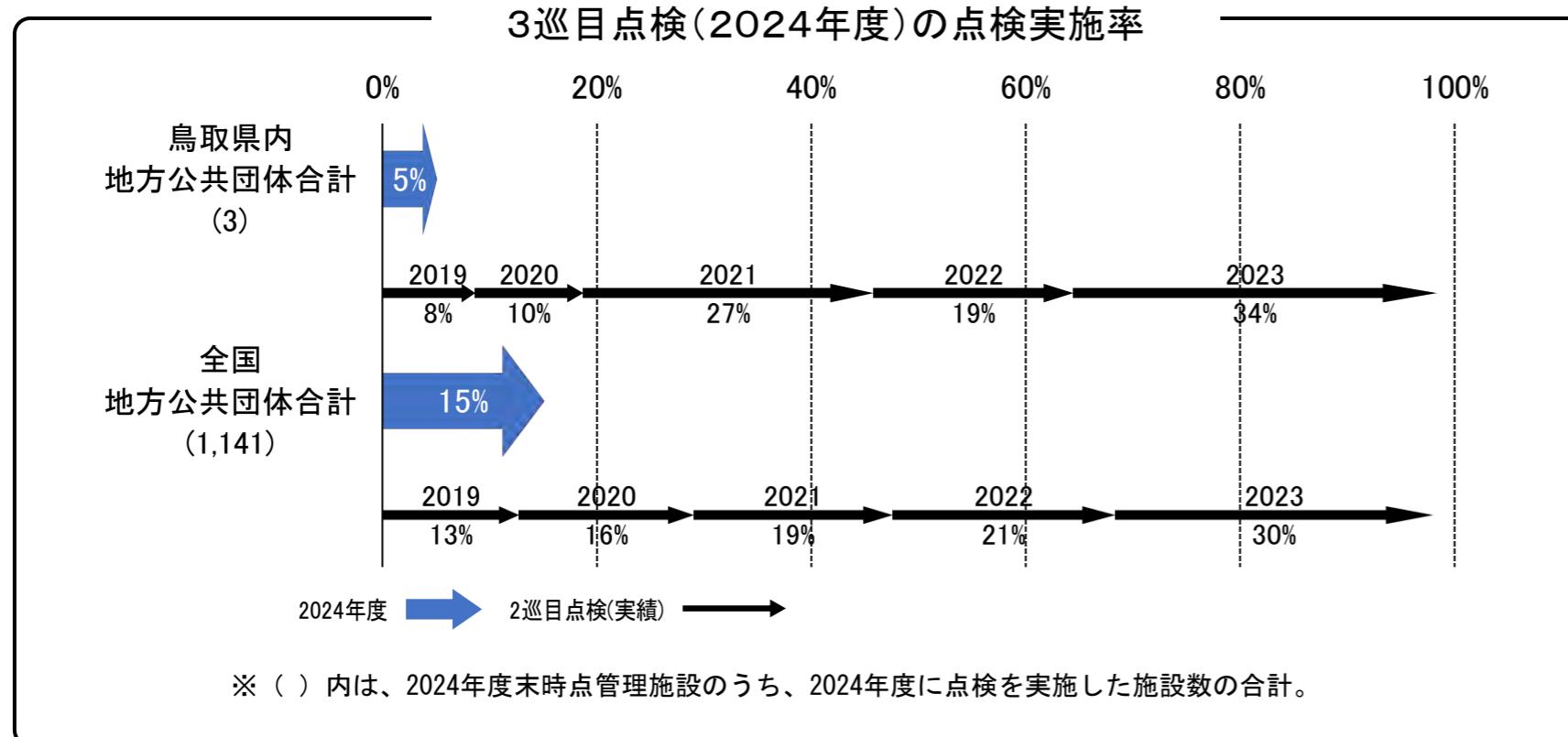
道路管理者	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	昨年度からの着手済施設增加数 ※	措置完了済の施設数 C (C/A)	昨年度からの完了済施設增加数 ※
鳥取県内地方公共団体合計	909	562 (62%)	82	280 (31%)	77
全国地方公共団体合計	49,011	28,537 (58%)	5,651	15,574 (32%)	5,387

※撤去等により修繕の対象から外れた施設等を除く。

○3巡目の点検で区分III・IVと判定された施設の修繕等措置の状況

措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	昨年度からの着手済施設增加数 ※	措置完了済の施設数 C (C/A)	昨年度からの完了済施設增加数 ※
114	18 (16%)	18	2 (2%)	2
7,852	1,107 (14%)	1,107	141 (2%)	141

鳥取県の地方公共団体におけるトンネルの老朽化対策の状況



判定区分III・IV施設の修繕等措置の状況(2024年度末時点)

○2巡目の点検で区分III・IVと判定された施設の修繕等措置の状況

道路管理者	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	昨年度からの着手済施設增加数 ※	措置完了済の施設数 C (C/A)	昨年度からの完了済施設增加数 ※
鳥取県内地方公共団体合計	17	13 (76%)	4	11 (65%)	4
全国地方公共団体合計	2,371	1,677 (71%)	325	1,044 (44%)	361

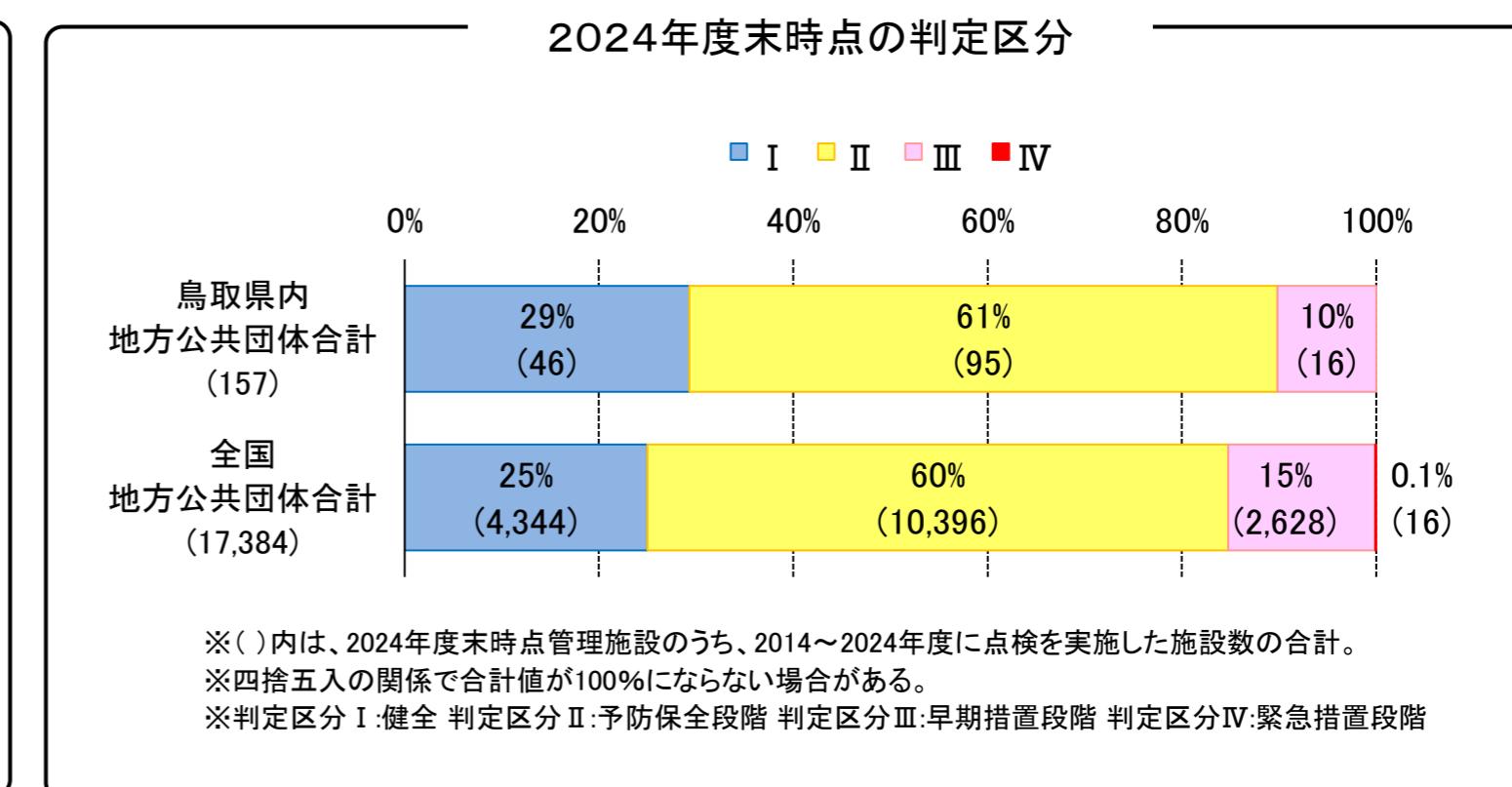
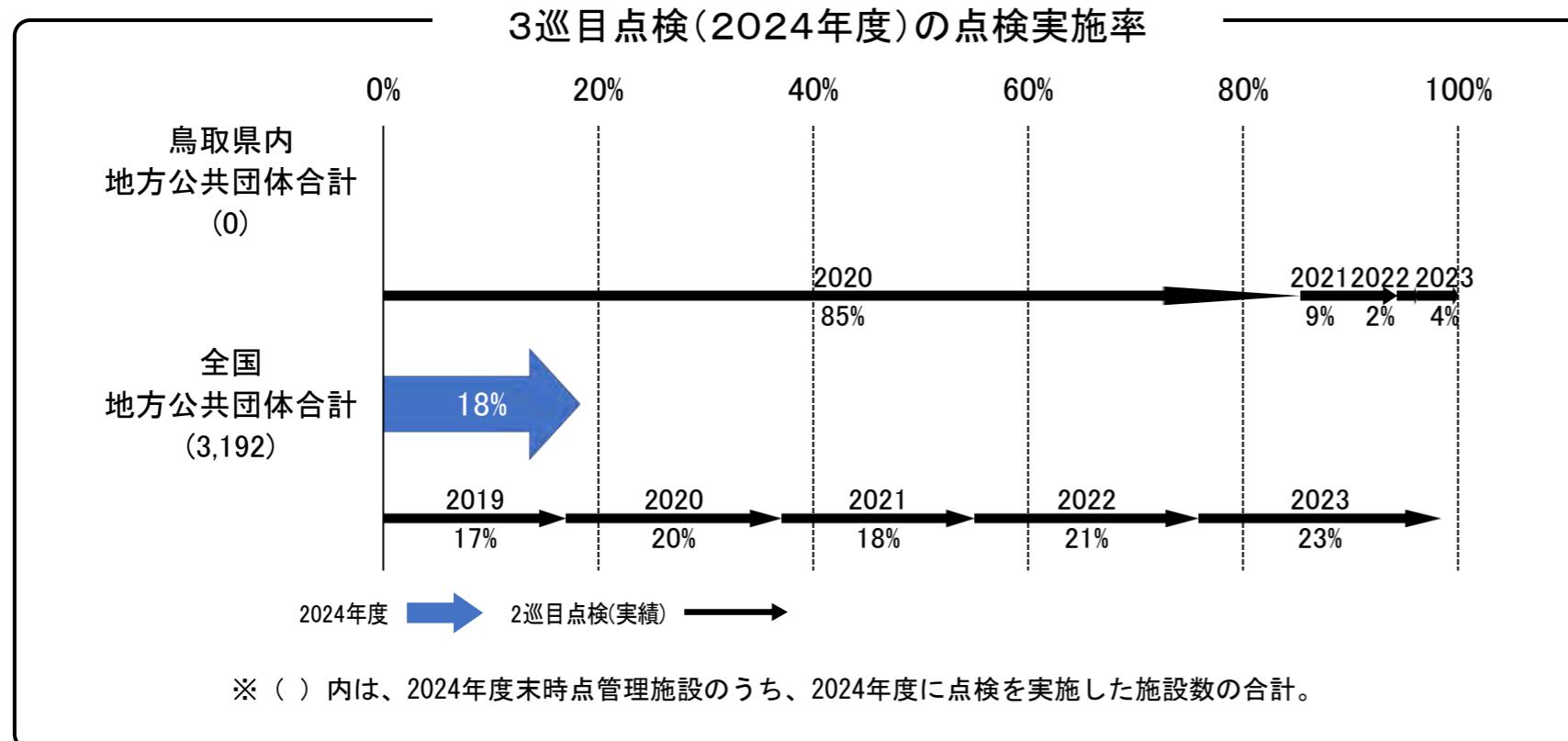
※撤去等により修繕の対象から外れた施設等を除く。

○3巡目の点検で区分III・IVと判定された施設の修繕等措置の状況

措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	昨年度からの着手済施設增加数 ※	措置完了済の施設数 C (C/A)	昨年度からの完了済施設增加数 ※
0	0 —	0	0 —	0
299	19 (6%)	19	4 (1%)	4

鳥取県の地方公共団体における道路附属物等の老朽化対策の状況

※道路附属物等:シェッド・大型カルバート・横断歩道橋・門型標識等



判定区分III・IV施設の修繕等措置の状況(2024年度末時点)

○2巡目の点検で区分III・IVと判定された施設の修繕等措置の状況

道路管理者	措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	昨年度からの着手済施設增加数 ※	措置完了済の施設数 C (C/A)	昨年度からの完了済施設增加数 ※
鳥取県内 地方公共団体 合計	16	14 (88%)	0	10 (63%)	1
全国 地方公共団体 合計	2,743	1,766 (64%)	396	998 (36%)	339

※撤去等により修繕の対象から外れた施設等を除く。

○3巡目の点検で区分III・IVと判定された施設の修繕等措置の状況

措置が必要な施設数 A	措置に着手済の施設数 B (B/A)	昨年度からの着手済施設增加数 ※	措置完了済の施設数 C (C/A)	昨年度からの完了済施設增加数 ※
0	0 —	0	0 —	0
346	34 (10%)	34	0 (0%)	0